

令和 5 年度弘前市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務委託に係る仕様書

1. 業務の名称

令和 5 年度弘前市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務（以下「本業務」という。）

2. 業務の目的

弘前市が実施している国民健康保険特定健康診査（以下「健診」という。）に係る受診率、目標値、達成状況、県内順位等は別添 2 のとおりであり、受診率向上に課題がある。受診率の向上及び目標達成のため、国保データベースシステム等から出力したデータ（以下「KDB データ等」という。）である健診データ及び国民健康保険レセプトデータ等を活用し、対象者の健康意識(通院回数等)と健康状態(検査値や疾患状況等)などの分析によるセグメント化及びセグメント化された対象群（以下「対象群」という。）に応じた受診勧奨を軸とした各種取組を行うことを目的とする。

3. 業務期間

契約締結日の翌日から令和 6 年 3 月 31 日まで

※本業務は令和 5 年度から令和 6 年度までの 2 か年で実施することを想定している。

「令和 6 年度弘前市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務」は、令和 5 年度の受託者と令和 6 年度に別途契約するものとし、年度ごとの単年度契約とする。ただし、令和 6 年度の予算が成立しなかった場合や、令和 5 年度の成果物の内容等を踏まえたうえで令和 5 年度の受託者と契約しないことがある。

4. 業務内容

弘前市（以下「発注者」という。）は、本業務の受注者に対して以下の業務を委託する。

【令和 5 年度の実施内容】

(1) 事業計画案の作成

契約締結後、速やかに事業計画案(発注者が提供する KDB データ等の種類や提供時期、受診勧奨の方法、受診勧奨の時期等)を作成し、発注者の了解を得ること。

(2) KDB データ等の分析及び対象者抽出

①発注者は、事業計画に基づき、受注者に対し、KDB データ等を提供するものとし、その種類及び仕様は 5. に記載のとおりとする。

②受注者は、効率的・効果的な受診勧奨に繋がるように、提供データを分析し、対象者を抽出してセグメント化すること。

③対象群の数および各セグメントへ分類する抽出条件は、事前に発注者に分かりやすく提示し、発注者の了解を得ること。発注者へ提示する際は、市内の比較ができるように、行政地区や学区等の単位で KDB データ等を地図やグラフで可視化し、セグメント化の抽出条件等に対する発注者の要望を受けた場合には、柔軟に対応できるようにすること。

(3) 通知勸奨業務

分析を基にした受診勸奨を行うこと。

①対象者

令和4年度までのKDBデータ等の分析により、勸奨の効果が高いと思われる約25,000人（令和4年未受診者を想定）

②実施時期

受注者の提案に対し、発注者の承認により実施時期を決定する。

③通知物

- ・通知物は、KDBデータ等の分析を基に対象者の特性により内容を変えるなど効果的な内容とすること。
- ・通知物及び送付対象者の郵便番号、宛先、宛名は、発注者が提供する情報を基に受注者が印刷するとともに、発注者から提供される健診受診者などの除外対象者となる情報を基に、受注者は最終的な勸奨対象者に発送を行う。
- ・除外対象者の情報は、原則発送日の2週間前までの授受とする。
- ・通知物の印刷内容に関して、受注者は発注者に事前に校正の確認を行う。受注者は、発注者の要望による修正を実施するが、その回数は最大3回とする。

④郵送費

通知物の発送にかかる郵送費は本業務の契約金額に含むものとする。

(4) その他勸奨方法

本業務は通知による受診勸奨を基本とするが、受注者が独自に提案する通知と異なる方法による勸奨が、本業務の目的を達成するために効果的と認められる場合は、発注者の承認により可能とする。追加で提案された勸奨方法にかかる費用は、本業務の契約金額に含むものとする。

(5) 勸奨結果の報告書

発注者は、受注者に令和5年度の受診者データ（業務期間中に判明する受診者データに限る）を提供し、受注者は本業務実施による受診率の変化等について報告書を作成し発注者に報告するものとし、報告書は紙ベースと電子ファイルにより提出する。

報告書には、勸奨方法ごとの受診勸奨対象者リスト（CSVファイル形式）を含めるものとする。

また、受注者は、受注者が実施した受診勸奨の実施状況を基に次年度以降に実施すべき有効な施策について発注者に提案する。

(6) 新たな手法等の検討

先進事例の調査及び令和5年度に当市で実施した通知勸奨やその他の勸奨による受診傾向等を考慮した新たな手法等を検討し、令和6年度の事業計画案に反映させること。

【令和6年度の実施内容】

(1) 事業計画案の作成

令和5年度に調査した先進事例や令和5年度に実施した勸奨業務の成果等を考慮した新たな手法等を反映させた事業計画案(発注者が提供するKDBデータ等の種類や提供時期、受診勸奨の方法、受診勸奨の時期等)を作成し、発注者の了解を得ること。

(2) KDBデータ等の分析及び対象者抽出

- ①発注者は、事業計画に基づき、受注者に対し、KDBデータ等を提供するものとし、その種類及び仕様は5.に記載のとおりとする。
- ②受注者は、効率的・効果的な受診勸奨に繋がるように、提供データを分析し、対象者を抽出してセグメント化すること。
- ③対象群の数および各セグメントへ分類する抽出条件は、事前に発注者に分かりやすく提示し、発注者の了解を得ること。発注者へ提示する際は、市内の比較ができるように、行政地区や学区等の単位でKDBデータ等を地図やグラフで可視化し、セグメント化の抽出条件等に対する発注者の要望を受けた場合には、柔軟に対応できるようにすること。

(3) 通知勸奨業務

分析を基にした受診勸奨を行うこと。

①対象者

令和5年度までのKDBデータ等の分析により、勸奨の効果が高いと思われる約25,000人(令和5年度の未受診者を想定)

②実施時期

受注者の提案に対し、発注者の承認により実施時期を決定する。

③通知物

- ・通知物は、KDBデータ等の分析を基に対象者の特性により内容を変えるなど効果的な内容とすること。
- ・通知物及び送付対象者の郵便番号、宛先、宛名は、発注者が提供する情報を基に受注者が印刷するとともに、発注者から提供される健診受診者などの除外対象者となる情報を基に、受注者は最終的な勸奨対象者に発送を行う。
- ・除外対象者の情報は、原則発送日の2週間前までの授受とする。
- ・通知物の印刷内容に関して、受注者は発注者に事前に校正の確認を行う。受注者は、発注者の要望による修正を実施するが、その回数は最大3回とする。

④郵送費

通知物の発送にかかる郵送費は本業務の契約金額に含むものとする。

(4) その他勸奨方法

本業務は通知による受診勸奨を基本とするが、受注者が独自に提案する通知と異なる方法による勸奨が、本業務の目的を達成するために効果的と認められる場合は、発注者の承認により可能とする。追加で提案された勸奨方法にかかる費用は、本業務の契約金額に含むものとする。

(5) 勸奨結果の報告書

発注者は、受注者に令和6年度の受診者データ（業務期間中に判明する受診者データに限る）を提供し、受注者は本業務実施による受診率の変化等について報告書を作成し発注者に報告するものとし、報告書は紙ベースと電子ファイルにより提出する。

報告書には、勸奨方法ごとの受診勸奨対象者リスト（CSVファイル形式）を含めるものとする。

また、受注者は、受注者が実施した受診勸奨の実施状況を基に次年度以降に実施すべき有効な施策について発注者に提案する。

5. 提供データ

(1) 対象者抽出用

発注者は、次のKDB突合データ（KDBの標準システムから出力されるものではなく、国保中央会から国保連合会を経由し、自治体へ提供されるCSVファイル）等を受注者へ提供する。

また、このほかに必要なデータは受注者と協議のうえ、提供可否を検討する。なお、KDBデータの定義・データレイアウトなど仕様の詳細に関しては、受注者のみに提供する。

- ①KDB被保険者台帳
- ②健診結果
- ③医療レセプト管理
- ④医療傷病名
- ⑤医療摘要
- ⑥医療最大医療資源 ICD 別点数

(2) 通知除外用

特定健診等データ管理システムから出力した以下の令和4年度ファイルを提供する。

- ・特定健診結果データ(FKAC167) ※通知勸奨の1か月前程度の時点

(3) 効果検証用

特定健診等データ管理システムから出力した以下の令和4年度ファイルを提供する。

- ・特定健診結果データ(FKAC167) ※効果検証の2か月前程度の時点

6. 情報の保護

- (1) 発注者及び受注者は、本業務の履行にあたり知り得た情報を第三者に漏らさないこと。
(資料の転写、複写、転載、閲覧及び貸出を含む)
- (2) 受注者は、本業務に関するデータ管理について、漏えい、滅失、き損及び改ざんを未然に防止するための措置を講じること。
- (3) 業務完了後、受注者は本業務の履行にあたり収集、管理したデータを発注者に引き渡すものとする。

7. 個人情報の保護

受注者は、本業務の履行にあたり細心の注意をもって個人情報の管理にあたるものとする。受注者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)等を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

8. その他

- (1) データの受け渡し、データの加工等に必要な機器等の準備、運搬等にかかる経費については全て受注者の負担とする。
- (2) 受け渡しデータのフォーマットについては別途協議して定めるものとする。
- (3) 発注者が要請する緊急の連絡や協議に迅速に対応する。
- (4) 契約締結後速やかに全体スケジュール等の詳細について打ち合わせを実施すること。
- (5) 報告書のフォーマットについては、別途協議し提供すること。
- (6) その他、本仕様書に定めのない事項については発注者、受注者が協議して定める。